

## いろいろな相談窓口

### 認知症・若年性認知症介護家族交流会

認知症の人を介護している家族が集まり、ともに考え励まし合い、認知症や介護について学びあうための交流会です。

#### サービスの内容

- 認知症についてのミニ講話や参加者同士の交流などを実施。
- 相談対応：NPO法人 老いを支える北九州家族の会

#### 費用(自己負担額)

- 無料

#### 利用方法

○開催日時、場所、申込方法については、市政だより・HP等でお知らせいたします。

問合せ	NPO法人 老いを支える北九州家族の会	電話 882-5599
-----	---------------------	-------------

### 認知症・介護家族コールセンター

ご本人や家族などが抱える不安や悩みなどを、認知症介護の経験者に電話相談できます。  
(いっしょに なやむ)

○電話番号 0120 - 142 - 786 (または 093 - 522 - 0150)

#### サービスの内容

- 受付時間：火曜日～土曜日(祝・休日、年末年始は休み) 10:00～15:00
- 相談対応：NPO法人 老いを支える北九州家族の会  
※面接による相談も行っています。(面接相談には事前申込みが必要です)

#### 費用(自己負担額)

- 無料

問合せ	保健福祉局 認知症支援・介護予防センター	電話 522-8765
-----	----------------------	-------------

## 高齢者・障害者あんしん法律相談

支援が必要な高齢者、障害のある人及びその家族が抱える、「借地・借家」「相続」「借金」「金銭管理」「近隣とのトラブル」など、民事・刑事上の法律に関わる問題について、福岡県弁護士会北九州部会による法律相談を行い、必要に応じて、法律分野の相談窓口を案内します。

### サービスの内容

- 窓口相談
  - ①日 時……毎月第2木曜日 13:00～17:00
  - ②場 所……各区役所保健福祉課高齢者・障害者相談コーナー
  - ③相談対応……弁護士、保健福祉課職員
  - ④相談時間……1人につき30分～1時間
- 出前相談 必要に応じて実施します。  
「常時介護が必要であり、家を空けられない」「心身機能の低下等で転倒の危険性が高い」「障害があり外出できない」など高齢者・障害者相談コーナーにおいて訪問が必要と判断した場合については、弁護士との同行による出前法律相談を行います。

### サービスを利用できる人

- おおむね65歳以上の支援が必要な高齢者及びその家族
- 障害のある人及びその家族
- 支援が必要な高齢者等とのトラブルに巻き込まれている近隣住民

### 費用(自己負担額)

- 無料

### 利用方法

○各区役所高齢者・障害者相談係にお申し込みください。(相談の3日前まで)

問合せ	各区役所高齢者・障害者相談係	裏表紙参照
-----	----------------	-------

## 高齢者等住宅相談

介護を必要とする高齢者や障害のある人等の住まいの改良に関する一般的な相談や、高齢者仕様の住宅建築等への改造に関する専門的な相談を行い、これらの人々の在宅生活を支援します。

### サービスの内容

- 開催日時：月曜日～金曜日 随時(電話予約制)
- 開催場所：各区役所保健福祉課高齢者・障害者相談係
- 実施内容：建築士などが相談を行います。
- 訪問相談：必要な場合には、専門のチームが訪問し、手書きの図面などを作成して改造に関する具体的なアドバイスを行います。  
※専門のチーム……○建築士 ○理学療法士または作業療法士 など

### サービスを利用できる人

- 上記の相談を希望する人

### 費用(自己負担額)

- 無料

### 利用方法

○各区役所高齢者・障害者相談係にお申し込みください。

問合せ	各区役所高齢者・障害者相談係	裏表紙参照
-----	----------------	-------

## 介護保険相談

介護保険サービスに関する苦情については、利用者及び事業者の当事者間で解決されるべきものですが、各区役所の介護保険担当などでも必要な助言を行っています。当事者間で解決を図ることが困難な事例などについては、学識経験者、利用者代表からなる「北九州市高齢者支援と介護の質の向上推進会議」を設置し、その意見を踏まえ対応します。

問合せ

各区役所保健福祉課 介護保険担当

裏表紙参照

## ヤングケアラー相談支援窓口

ヤングケアラー(※)の早期発見・支援のため、ヤングケアラーやその家族、関係機関からの相談に対応し、必要に応じて学校と連携した支援や、公的サービス(介護保険サービス、障害福祉サービス等)の案内等を行います。

※家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者

### サービスの内容

- サービスを利用できる人 ヤングケアラーやその家族、関係機関
- 対応者：社会福祉士などの資格を持ったコーディネーター
- 設置場所：北九州市ヤングケアラー相談支援窓口  
(北九州市戸畑区汐井町1-6 ウェルとばた2階)
- 利用方法 電話、メール等
- 電話 093-482-6577 FAX 093-482-6578
- メールアドレス young\_carer@kitafj.or.jp
- 相談時間：火曜日～土曜日 10:30～18:30  
(日曜日、月曜日(月曜日が祝日の場合はその翌日も)、祝日、年末年始は休み)

### 費用(自己負担額)

- 無料(通話料、通信料は除く)

## 介護離職の防止に向けた取組み

介護は、

- ・突発的に問題が発生する
- ・子育て世代から管理職まで、年齢を問わず抱える問題である
- ・介護を行う期間が不透明である
- ・制度が多種多様で複雑である

などの特徴があるため、介護に関する知識や理解の不足などにより、いざというとき仕事と介護の両立が困難になることも考えられます。

そこで、介護について事前に正しい知識を身につけられるよう情報提供を行い、仕事と介護の両立を支援する取組みをしています。

### サービスの内容

#### 対象：すべての方

##### ○介護に関連する制度等について

介護保険制度やその他介護に関連する情報について紹介します。

- ・介護保険制度について【市 HP】

[https://www.city.kitakyushu.lg.jp/kurashi/menu01\\_0311.html](https://www.city.kitakyushu.lg.jp/kurashi/menu01_0311.html)

- ・介護保険以外の在宅サービスについて【市 HP】

[https://www.city.kitakyushu.lg.jp/kurashi/menu01\\_0315.html](https://www.city.kitakyushu.lg.jp/kurashi/menu01_0315.html)

- ・高齢者の総合相談窓口『地域包括支援センター』について【市 HP】

[https://www.city.kitakyushu.lg.jp/ho-huku/file\\_0951.html](https://www.city.kitakyushu.lg.jp/ho-huku/file_0951.html)

- ・仕事と介護の両立支援【厚生労働省 HP】

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyoukintou/ryouritsu/model.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/ryouritsu/model.html)

#### 対象：事業主（総務人事担当者）向け

##### ○仕事と介護の両立の実現に向けて

介護と仕事の両立不安を抱える従業員がいる会社の事業主（総務人事担当者）向けに、厚生労働省作成の各種マニュアルを紹介します。

- ・仕事と介護の両立支援【厚生労働省 HP】

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyoukintou/ryouritsu/model.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/ryouritsu/model.html)

- ① 仕事と介護の両立支援実践マニュアル
- ② 「介護支援プラン」策定マニュアル

- ・企業向けアドバイザー派遣について【市 HP】

<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/soumu/15400110.html>